

《運営委員の選任についての細則》

【運営委員】

第 1 条 運営委員の選出については、下記の通りとする

1. 単学級は 2 名選出、複数学級は 2 名選出とする
2. 1 学期最初の保護者会にて選出する。（1 学年～5 学年）
3. 6 学年は、卒業対策を含むクラス委員活動をおこなう
4. 児童 1 人につき各 1 回、運営委員選任の対象とする。

運営委員の選出方法

● 選出方法

①運営委員より次期運営委員への立候補者の確認をします。

（立候補する際、兄弟姉妹がいる方はなるべく上のお子さんからお願いします）

（規定数より立候補者が多い場合はじゃんけんの勝者で決定）

↓

②規定数に満たない場合は、児童一人につき各一回のため、運営委員経験のない方に挙手をお願いします。

↓

③挙手いただいた方（運営委員未経験者）のなかで、くじ引きにて決定いたします。

注）保護者会欠席者で運営委員未経験の方のくじは、運営委員が代理でひかさせていただきますので
ご了承ください。未経験者で保護者会を欠席される方は、事前にクラス運営委員まで連絡をお願いいたします。

※平成 26 年度までのクラス委員歴は運営委員免除の対象にはなりません。

また、平成 27 年度よりクラス委員はなくなりました。（平成 26 年度 2 月開催の臨時総会で承認済み。）

【本部役員】（会長・副会長・会計・書記）

第 2 条 本部役員の選出については、下記の通りとする。

- 1 会長、副会長、会計、書記への選任は 1 年とする。
ただし、本人の希望による再任は妨げない。
同じ役職については教職員を除き、再任は 1 年とす
2. 役員の選出が抽選の場合、役員経験者は抽選の対象外とする。
3. 会長経験者は子どもの数に関係なくその後の運営委員を免除とする。
ただし、本人の希望による再任は妨げない。

【部長】（校外部部长・児童安全部部长・子ども企画部部长）

第3条 部長の選出については、下記の通りとする。

1. 各部部長への選任は1年とする。
ただし、本人の希望による再任は妨げない。
2. 部長選出が抽選の場合、部長経験者は抽選の対象外とする。
※令和3年度以前の部長経験者は対象となりません。

【会長への免除】

第4条 第一子が1年生の保護者は免除とする。

【細則の改正】

第5条 この細則は、会則第21条に基づき運営委員会において改正できる。

（付則）この細則は、令和7年5月10日より実施する